



「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」
を一部改正し、令和7年1月1日より施行します

要 旨

本市は、再生可能エネルギー発電事業（以下「再エネ発電事業」という。）に関して、美しい景観、豊かな自然環境及び安全かつ快適な生活環境との調和を図り、豊かな地域社会の発展に寄与することを旨とするため、「沼津市景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定し、令和2年9月1日から施行しています。

その後、令和4年2月議会定例会にて、本市においても2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」を表明しました。

これを受けて、ゼロカーボンを推進する事業者が再エネ発電事業の導入・拡大に積極的に取り組んでいくために必要となる条例の一部改正を行います。

概 要

1 施 行 日 令和7年1月1日（水）

2 主な改正点

○ゼロカーボンに向けた再エネ発電事業に対する規制の緩和

市内に事業所等を開設している者が自家発電及び自家消費するなど、ゼロカーボンに関する施策の推進に資する再エネ発電事業については、景観、自然環境及び生活環境等に影響を及ぼさないものに限り、事業規模に関わらず、抑制区域内においても事業を認められるよう規制を緩和します。

○再エネ発電事業の適正な管理に向けた規制の強化

再エネ発電事業を届出・同意制から許可制に変更します。

○事業期間中の指導等の対応強化

事業期間中の行為について、3年に1度の報告から毎年度事業者に報告を求めるとします。

お問い合わせ先

沼津市役所 都市計画部 開発指導課
直通：055-934-4762